



横浜市立美しが丘中学校いじめ防止基本方針

令和6年3月18日 一部改定

I. いじめ防止に向けた学校の考え方

1. いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

[いじめ防止対策推進法 第2条（平成25年施行）]

2. いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝、地域の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。このため、本校では、「互いに思いやり、協力し合い、自他を尊重できる生徒を育てる」ことを学校教育目標の一つに掲げ、豊かな心の育成と人権尊重精神を高め、いじめの防止等に全力で取り組む。

3. いじめ防止等に向けての基本的方針

前項の基本理念に従い、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という認識のもと、全校の生徒が「いじめのない安心、安全な学校生活」を送ることができるように、いじめ防止等に向けて、法に則って基本的な方針を、以下に定めます。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- ② 学校は、生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ③ 学校は、いじめの早期発見のために、定期的な調査や、教育相談体制の充実に努めます。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、その解決にあたります。
- ⑤ 生徒の気持ちに寄り添いながら、対話を通し一人ひとりのいじめ問題の克服をめざします。
- ⑥ いじめ問題に関わる全ての人と協力して、その問題の克服をめざします。

II. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

1. 委員会の構成員

学校は、いじめを防止するために、「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、構成員は次の通りとする。

- ① 校長（＝委員長）、副校長、生徒指導専任、教務主任、学年主任、養護教諭
- ② 「学校いじめ防止対策委員会」の求めに応じ、スクールカウンセラー、学級担任、部活動顧問等の関係教職員を加えることができる。
- ③ 前項同様に、心理や福祉の専門家として、区役所、児童相談所、スクールソーシャルワーカー等

の専門家を加えることができる。

2. 委員会の運営

- ① 「学校いじめ防止対策委員会」は常設とし、月1回、定期的を開催する。
- ② 次のⅢ-2項記載が生じた際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ③ 校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、
 - イ) 定期開催する委員会の会議録
 - ロ) いじめを発見し、その対応を検討したケースの委員会の会議録を作成・保管（5年）し、進捗管理を委員会に指示する。なお、会議録は、主観的な表記ではなく、「学校いじめ防止対策委員会」で組織的に確認した内容や分析後の決定事項等を簡潔に記入（手書きでも可）し、情報管理を徹底したうえ、共有場所で保管する。
- ④ 「学校いじめ防止対策委員会」は、学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの定義理解やいじめの防止等に係る教職員向け校内研修の企画と計画的な実施を担当の生徒指導専任に指示する。

3. 委員会の活動内容

「学校いじめ防対委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うもので、その活動は、次のⅢ項に明記する。

Ⅲ. いじめの未然防止、早期発見・事案対処等

1. 未然防止

「いじめはどの子どもにも起こり得る」という事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止のために、次の2点の活動を行う。

- ① いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり活動
 - ② 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者への周知活動
- ① 環境づくり活動としての具体的アクションは、次の通り。
- 生徒会の挨拶運動の推進、教職員・保護者協働による登校指導とコミュニケーションの活性化
 - ユニバーサルデザイン（UD）の視点を取り入れた「分かる授業」の推進
 - 道徳、人権教育をはじめとした日々の学びあいの中で、人間性豊かな「心の育成」指導推進
 - 地域のボランティア活動への参加推進を通じた、自己有用感、社会性、自他への尊重、優しさ理解等の修得
 - 休み時間の巡回指導、登下校指導を通じた、安心できる居場所づくり
 - 生徒向け情報モラル教育、いじめ防止教育等の推進
 - 学級保護者会、学校運営協議会、地域会合等との連携、協働
- ② 周知活動としての具体的アクションは、次の通り。
- 新入生保護者説明会、学校説明会、学年・学級保護者会等での発信
 - 学校、学年、学級だよりでの発信
 - 朝会、学年集会等での発信
 - いじめ解決一斉キャンペーンの実施

2. 早期発見・事案対処措置

- ① 教職員は「いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる」ことを研修等より常に認識

し、定期的な教育相談、個人面談、学校生活等から生徒の問題行動に係る情報収集と記録をし、学年で共有しておく。その過程及び通報等で、「いじめ」の疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげることとする。

- ② 「学校いじめ防止対策委員会」は、前項の他、いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめで有るか否かの判断を行う。
- ③ 「学校いじめ防止対策委員会」は、いじめを認知した際は、保護者の理解と協力を得るとともに、警察等関係機関等との連携を行いながら、いじめを受けた生徒及び保護者に対する支援、いじめを行った加害生徒及び保護者に対する指導・支援について、体制、対応方針を決定する。
- ④ 「学校いじめ防止対策委員会」は、いじめの解消（解消要件は次項参照）に至るまでの指導・支援等について、学校の取組を具体的に示す。

□ いじめの早期発見

- ① 日々の生活の中で生徒の変化を見逃さないようにする。
- ② 教育相談（学校カウンセリング）の充実を図り、生徒理解を深める。
- ③ いじめの実態調査アンケートなど、生活にかかわる調査を定期的に行う。

□ いじめられた生徒への対応

- ① アンケートや相談、客観的な判断からいじめが確認された（疑われる）場合は、校長の指示を受け生徒指導専任を中心とした「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、生徒から個別の聞き取り等を実施し早急に対応させ、重大事態とならないよう対処させる。
- ② 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の経過を記録する。
- ③ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制づくりにむけて協働していく。
- ④ 養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- ⑤ 教育委員会と連携をとりながら、必要な対応に関する助言、指示を仰ぐ。

□ いじめた生徒への対応

- ① 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的な指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起ささない環境を構築する。
- ② いじめに至った原因や背景を確認し、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ③ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、繰り返すことのない指導体制づくりにむけて協働していく。
- ④ 必要に応じて外部機関（行政・医療・警察）との連携、協働を図り、再発防止に向けての支援をする。

□ 学校としての取組

- ① 学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- ② 学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ③ 必要に応じて臨時の学級会や集会等を開催し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという学校（学級）風土の構築を図る。

- ④ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用し、いじめ防止につなげていく。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、警察等に相談して協力を求める。

3. いじめの解消

1. 「学校いじめ防止対策委員会」は、いじめが解消しているか否かについて、次の2つの要件が満たされているかどうかを検証する。

【いじめの解消要件】

- ① いじめの行為が、少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと

2. 「学校いじめ防止対策委員会」は、いじめの解消要件が満たされる迄は、保護者、関係機関の連携、協力を得ながら、進捗を管理する。また、Ⅲ・2-③で決定した体制、対応方針について、問題なかったかどうかについても、都度検証する。

4. 教職員等への研修

1. Ⅱ・2-④項より、教職員の共通理解と認識度向上を図ることを目的に、次の研修項目を2回/年実施する。また、必要に応じ、追加の研修を実施する。
 - ① 学校いじめ防止基本方針
 - ② 「生徒理解」研修
 - ③ 「いじめ防止に向けての理解」研修
2. 教職員は校外研修や外部機関による研修に参加し、いじめ防止に関する知識修得や理解能力向上を図る。

5. 学校運営協議会等の活用

次の協議会等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を委員と共有し、連携・協働して取り組む。ただし、個人が特定されないように注意すること。

- ① 学校運営協議会
- ② 学校・家庭・地域連絡協議会

6. 取組の年間計画（予定）

	取組内容	
4月	年間計画と指導内容等の確認、引き継ぎ 教職員向け研修 教育相談	入学式 保護者説明会、学級懇談会 学校運営協議会（※1）
5月	yp アセスメント いじめ早期発見のための生活アンケート（記名）	授業参観、保護者会
6月		学校・家庭・地域連絡協議会
7月	個人面談 地域ボランティア活動（たまプラ夏まつり） 美中ブロックよこはま子ども会議	
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修 青葉区よこはま子ども会議	

9月	教育相談	学校運営協議会（※1）
10月	個人面談 yp アセスメント	
11月		授業参観、保護者会
12月	地域ボランティア活動（地域清掃） 個人面談 いじめ防止一斉キャンペーン（アンケート他）	
1月		学校運営協議会（※1）
2月		
3月	教育相談 点検・見直し・新年度への引き継ぎ	
年間	学校いじめ防止対策委員会（1回/月） 学校生活アンケート（1回/月） 分かる授業、道徳、人権教育の推進 生徒会の挨拶運動 登校指導（1回/月）	毎月開催の学校運営協議会の内、※1の協議会時に話題にする。

IV. 重大事態への対処

1. 学校は、次の2つの定義のどちらかに該当する場合は、「いじめ重大事態の疑いがある」と判断し、対応する。

【いじめの重大事態の定義】

- ① いじめにより本校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより本校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2. 学校は、いじめ重大事態が発生した場合（「疑い」を含む）は、直ちに教育委員会に報告する。
3. 報告後、教育委員会からの指示があるまでは、Ⅲ-2-②～④の対応を行う。

V. いじめ防止対策の点検・見直し

「学校いじめ防止委員会」は、学校いじめ防止基本方針に基づいて作成した次の事項に関して、年間計画（P）や実行内容（D）を学校の実情に即して適切に機能しているかどうか、組織も含めて、1回/年（年度末）点検し（C）、必要に応じ修正する（A）。

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく年間計画
- ② いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ③ 「学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して、適切に機能しているかについての点検と見直し。（その際、必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。）

《参考》いじめ防止対策推進法、横浜市いじめ防止基本方針